**★防災士養成事業補助金について**

**１　防災士養成事業補助金について**

**町では、平成２９年度から自主防災組織の設立推進及び充実・強化を図ることを目的に、自主防災組織又は自治会長から推薦された方が、町が指定する会場研修地において防災士研修センター等が実施する講座を受講していただき、防災士の資格を取得するための下記費用を補助します。**

**・講座の受講料**

**・防災士資格取得試験料**

**・防災士認証登録料**

**・旅費**

**（壬生町役場を起点及び終点とする往復旅費）**

**（宿泊料は支給しません）**

**※上記以外の費用は、個人負担になります。**

**また、資格取得試験において不合格の場合は、次回以降に必要となる経費　（旅費等）は、個人負担になります。**

**２　補助金の交付条件**

**補助金の交付申請を行った年度内に、防災士の認証登録を受けていただくことが、補助金の交付条件になります。**

**３　申込み等について**

**町から自主防災組織又は自治会長宛に、防災士の資格取得希望者調査の用紙等を送付いたしますので、希望者の有無の報告をお願いいたします。**

**なを、希望者が多数いる場合は、町の基準により補助対象者を決定させていただきます。決定結果は、補助対象者宛に連絡します。**

**また、補助金の申請は、補助対象者個人宛てに申請書等を送付いたしますので、養成講習会等の開催日程に合わせて申請して頂くことになります。**

**その他詳細につきましては、壬生町役場総務課消防防災係にお問い合わせください。**

**※（個人での申し込みの場合は、必ず事前に消防防災係までご相談してください。）（補助金対象にならない場合がございます。）**